

防災備蓄収納マスタープランナーに係る覚書(公開用)

一般社団法人 防災備蓄収納プランナー協会(以下「甲」という)と
(氏名) _____ (社名・屋号) _____ (以下「乙」と

いう)は、講座実施および更新に関して、次の通り覚書を結ぶ。

なお、以下の価格については全て本体価格(消費税等抜き)である。

(個人受講料)

第1条 乙が徴収する個人受講料等については、以下の通りとする。

- ① 個人受講料 15,000 円
 - ② 認定証付き認定料 5,000 円
 - ③ テキスト料 1,500 円
 - ④ 防災備蓄リストの冊子 400 円
- 合計 21,900 円

(団体受講料)

第2条 乙が徴収する団体受講料等については、以下の通りとする。

- ① 団体受講料
(ア) 一般:10,000 円
(イ) 学生:8,000 円
 - ② 認定証付き認定料 5,000 円
 - ③ テキスト料 1,500 円
 - ④ 防災備蓄リストの冊子 400 円
- 合計
(ア) 一般:16,900 円(1名あたり)
(イ) 学生:14,900 円(1名あたり)

(企業主催の認定講座講師料)

第3条 カルチャーセンターについては、主催者規定の通りとする。その他の企業の場合は、30,000 円以上とし、別途協議の上決定する。

(認定料の支払い)

第4条 甲への支払いは、認定証付き認定料の受講者分全額(一人当たり 5,000 円)を、乙の講座開催の翌月末までに甲指定の銀行口座に支払う。

なお、講師によるリスト入力の誤りによる再発送については、以下の通りとする。

- ① 名前間違いなどによる認定証の再発行

1 件につき、6,000 円(郵便代・発送手数料込)

②住所間違いなどによる認定証の再郵送

1 件につき、1,000 円(郵便代・発送手数料込)

(テキスト等の購入)

第5条 テキスト・防災備蓄リストの冊子は、甲より以下の通り購入する。

① テキスト 単価 1,000 円 10 冊より 10 冊単位

② 防災備蓄リストの冊子 単価 200 円 10 冊より 10 冊単位

上記のいずれも、送料は別途請求する。

テキスト等の購入費用は、発注の翌月末日までに支払うこと。

(禁止事項)

第6条 乙は、以下の行為を行わない。

① 認定講座のために貸与するパワーポイントなどのデータの改変及び認定講座以外の目的で使用する事。

② 認定講座のために貸与する講師要綱のデータの改変及び認定講座以外の目的での使用及び認定講座受講者への配布を行うこと。

③ 演習5で使用するデータ及び資料を認定講座受講者が持ち帰ること及び撮影または写し書きを許すこと。

(更新)

第7条

① 約款第20条通りとする。

② 乙から甲へ資格有効期限の3か月前までに更新しない旨の連絡を行わない場合は自動更新となり、甲は乙へ更新料の請求を行い、乙は更新研修日、もしくは有効期限のいずれか早い日にちの1か月前までに支払うこと。

③ 乙は資格有効期限の3か月前から9か月後以内に甲が指定する日時の更新研修に参加すること。

例:資格有効期限 2022年9月30日の場合:2022年6月~2023年6月の間に参加する。

ただし、新認定証の資格有効期限は現在の有効期限の2年後とする。

④ 防災備蓄収納マスタープランナーの更新研修は年2回、4月と10月の第1金曜日とする。

⑤ 更新料の支払いをした乙に対して甲は、新認定証を資格有効期限の年月に郵送すること。ただし、更新研修に参加しなかった場合、乙は甲へ新認定証を返還すること。この場合、支払い済みの料金の返還を受けることは出来ない。

(更新料)

第8条

- ① 2回目まで 更新料 30,000円
- ② 3回目の更新から 更新料 20,000円
- ③ 甲が指定する更新研修日に参加できない場合、乙は甲へ以下の追加料金を支払うことで別日に個別で更新研修を受けることができる。
追加料金 10,000円

(知的財産の削除)

第9条 約款第33条通りとし、乙は有効期限から3か月以内に甲が指定する知的財産廃棄の完了報告書を甲へ郵便で提出することとする。

(その他)

第10条 上記の価格については、物価変動や原材料の変動等により、改定する場合があります。その際は、3ヶ月前に通知を行うものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 東京都千代田区神田佐久間町1丁目8番4号
アルテール秋葉原708
一般社団法人 防災備蓄収納プランナー協会
代表理事 長柴美恵 印

乙 住所
社名・屋号
氏名 印

【変更箇所】

第6条 乙は、以下の行為を行わない。

削除:①ただし、タイムスケジュールについては改変を許可する。

第7条

削除:②〜〜乙は資格有効期限の1ヶ月前までに支払うこと。

変更:②〜〜更新研修日、もしくは有効期限のいずれか早い日にちの1ヶ月前までに支払うこと。